

令和7年度(2025年度)不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業補助金実施要項

1 事業目的

「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」及び同法律に基づき策定された基本方針を踏まえ、経済的な理由で教育支援センター及びフリースクール等民間施設に通うことが困難な児童生徒について、社会的自立に向けた学習等の活動に取り組むことができるよう支援を行う。

2 事業内容

経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が、教育支援センター及びフリースクール等民間施設で活動を行うために必要な経費の支援を行う。

県教育委員会が支援金の額を設定した上で、当該児童生徒の保護者に直接支払いを行う。

3 事業期間

令和7年(2025年)6月1日から令和8年(2026年)3月31日までとする。ただし、補助対象期間は、令和7年(2025年)7月1日から令和8年(2026年)1月31日までとする。

4 支援対象者及び支援対象経費等

(1) 支援対象者

公立小・中学校及び義務教育学校(以下「小・中学校」という。)に在籍する児童生徒の保護者(申請者)のうち、次のア～オの全てに該当する者とする。

ア 熊本県内に住所を有すること。(熊本市を除く)

イ 当該児童又は生徒が、事業実施年度において、教育支援センター及びフリースクール等民間施設で学ぶ不登校児童生徒であること。

ウ 当該児童又は生徒が在籍する小・中学校において、当該学校と十分な連携・協力関係の下、教育支援センター及びフリースクール等民間施設での活動により、指導要録上「出席扱い」となっていること。

エ 当該児童又は生徒の保護者が、学校教育法第19条に規定する「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者」に相当する者で、住所を有する市町村から就学援助の認定を受けている者。ただし、就学援助等、他の制度により通学費、校外活動費が全て支給されている場合は除く。

オ 文部科学省の「いじめ対策・不登校支援等推進事業委託事業」による調査研究であることから、アンケート調査に協力し、同意できる者。

※個人を特定できる情報を除いた上で、文部科学省に報告する。

(2) 支援対象経費

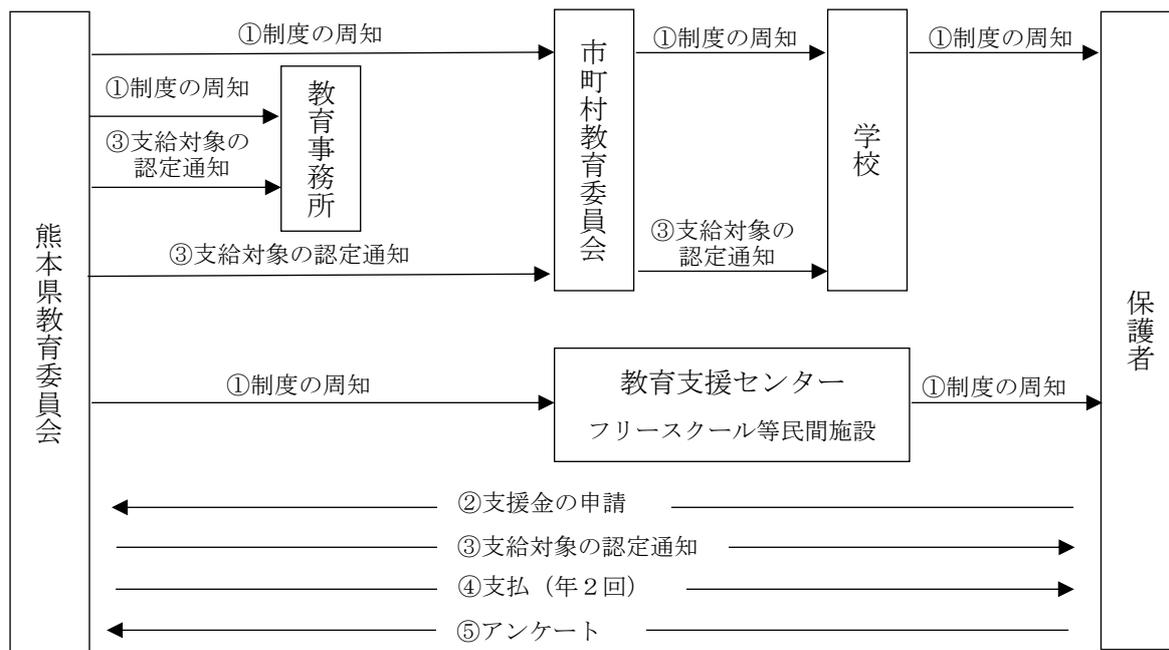
教育支援センター及びフリースクール等民間施設に通うための交通費及び体験活動や実習等に要する個人が負担した実費の一部

(3) 補助額

前期分(7月～10月)と後期分(11月～1月)の2回に分け、交通費及び実習費の実績の一部を補助する。前期と後期、それぞれ上限を2万円とする。

申請額が支給総額を超える場合、予算内に収まるよう申請額を均一の割合で乗じ算出した額を補助する。

5 推進組織体制



6 申請方法

(1) 提出書類

書類名	提出期間
ア 交付申請書(別記第2号様式) 収支精算書(別記第3号様式)	◆前期分(7月～10月分) 令和7年11月3日(月) ～11月14日(金)の期間
イ 交通費及び実習費に係る事業計画書(事業実績書)(別紙様式1)	
ウ 施設利用確認書(別紙様式2)	
エ 通所証明書(別紙様式3)※	◆後期分(11月～1月分) 令和8年2月2日(月) ～2月13日(金)の期間
オ 出席扱い証明書(別紙様式4)※	
カ 要保護及び準要保護であることの証明書※ (市町村から発出された認定通知の写し)	

※同年度に前期・後期の2回申請する場合、エ、オ、カは、前期のみの提出で可。

※前期分は、12月末～1月上旬、後期分は3月末までに支給する。

(2) 提出方法及び提出先

申請者(保護者)が下記提出先に郵送にて提出すること。

提出方法は郵送のみとし、提出締切は前期及び後期とも最終日の必着(前期は令和7年11月14日(金)、後期は令和8年2月13日(金))とする。

(提出先及び問い合わせ先)

熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課 事業担当宛て
住所：〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
電話：(096)333-2720

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日は、業務を行っておりません。

7 審査について

(1) 支給対象の認定

提出書類により、県教育委員会が審査を行う。

(2) 審査結果の通知

交付決定・確定通知書（別紙様式5）又は、不交付決定通知書（別紙様式6）により通知する。

8 補助金請求について

上記、交付決定・確定通知書（別紙様式5）を受領後、「補助金交付請求書（別記第11様式その1）」を県に提出する。

【補助金交付請求書（別記第11号様式その1） 提出期限】

（前期）令和7年12月5日（金）まで

（後期）令和8年3月6日（金）まで

附 則

この要項は、公布の日から施行し、令和7年（2025年）6月1日から適用する。